



平成 26 年 5 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 東 和 銀 行
代表者名 取締役頭取 吉永 國光
コード番号 8558. 東証第 1 部
問合せ先 総合企画部長 竹之内 一朗
T E L 027-234-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 22 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 33 条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものです。

なお、社外を除く、取締役、監査役につきましては、現行どおりといたします。

また、第 22 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 26 年 6 月 26 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 26 日（木）

以 上

(下線___は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 1 条～第 21 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 1 条～第 21 条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第 22 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p>
<p>第22条～第31条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第23条～第32条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第 33 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p>
<p>第32条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第34条～第42条 (現行どおり)</p>